

# まほろば秦野通信

令和6年12月27日

タイトル	<b>空家法に基づく特定空家等の略式代執行を行います</b>
When (いつ)	令和7年1月7日(火曜日) 午前9時～
Where (どこで)	秦野市水神町5番15号(別紙のとおり)
Who (だれが)	市都市部交通住宅課
What (なにを)	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく略式代執行を実施するため、代執行宣言を読み上げます。
Why (なぜ)	<p>水神町5番15号に存在する管理不全状態の空家等について、平成19年4月に建物の所有者が亡くなり、令和3年3月に法定相続人が相続放棄したことで所有者不明の空家となりました。</p> <p>市では、周辺住民や通行人に被害が及ばないように、市空家等の適正管理に関する条例に基づき、樹木の伐採や落下等のおそれのある建築部材の撤去等の対応をしてきました。</p> <p>しかし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあると判断し、令和5年1月26日付けで特定空家等に認定しましたが、所有者等がいないため、今後も状況が改善される見込みがありません。</p> <p>そのため、強風による建築部材の飛散や地震による倒壊のおそれなど、周辺住民等に被害を及ぼす危険性があることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく略式代執行により、当該建物を除却するものです(当日までに第三者による解体、除却又は解体の申出があったときは中止となります)。</p> <p>なお、本市での空家法に基づく略式代執行は初の事例となりますが、県内では横須賀市2件、厚木市2件の計4件の実施事例があり、県内では5例目の略式代執行となります。</p>
問い合わせ	交通住宅課住宅政策・移住相談担当 担当：横溝 電話0463(82)9642